

使用料・手数料算定の基本方針

令和 2 年 2 月

朝 来 市

目 次

目 次	1
第1 はじめに	2
第2 見直しについての基本的事項	2
第3 見直しの対象となる使用料・手数料	3
第4 見直しの対象外とする使用料・手数料	3
第5 使用料・手数料の見直し方針	4
第6 利用者（受益者）負担割合	5
第7 使用料・手数料の算定について	6
第8 その他	7
参 考	9

第1 はじめに

朝来市では、市民の福祉向上や健康増進、生涯学習の推進などの観点から、多種多様な公の施設（以下「施設」という。）を整備し、市民の皆さんに利用していただいています。

また、戸籍事務や税務事務に付随する戸籍謄本や住民票の写し、所得証明書、納税証明書などに代表される公的証明書の発行事務を行政サービスとして行っています。

これらの施設の維持管理や運営（以下「維持管理等」という。）や行政サービスには、電気料金などの維持管理等経費や人件費などが必要であり、使用料や手数料を地方自治法の規定に基づき、それぞれ条例等でその額を定めています。

しかし、本市では、使用料や手数料を算定するための基準がなく、合併前の各町の金額を参考に決定され、現在まで引き継がれているものが多くあります。

合併後15年が経過する中、施設の老朽化などにより維持管理経費が増嵩してきていること、消費税及び地方消費税が令和元年10月から10%に改定されたこと、また、普通地方交付税が令和3年度から一本算定となることなど、本市財政を取り巻く環境は大変厳しいものとなることが予想されています。

そこで、「受益者負担の公平性」、「算定方法の明確化」、「減免対象の明確化」を図るために、『使用料・手数料算定の基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、使用料・手数料の見直しを検討することにより、市民への説明責任を果たすとともに、持続可能な施設の維持管理等及び行政サービスの提供につなげます。

【地方自治法（抜粋）】

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

※公の施設には、地方公営企業の適用を受ける水道などの事業も含まれ、これらの公営企業において徴収される料金も使用料です。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第2 見直しについての基本的事項

（1）受益者負担の公平性（受益者負担の原則）

使用料・手数料は、行政サービスを利用する特定の者が受益を受けることから、これらの経費をすべて税金で賄うとすると、サービスを利用する者と利用しない者との間に不公平が生じ、「負担の公平性」が確保できません。

受益者負担の原則からすれば、施設の維持管理等経費は利用者の使用料で、証明書などの発行に係る事務経費は手数料で全てを賄うことが望ましいですが、行政としての関与の必要性も考慮しながら、受益の範囲内で、サービスを利用する者に応分の負担を求めることで、「負担の公平性」を確保する必要があります。

(2) 算定方法の明確化（使用料・手数料算定の透明性の確保）

使用料・手数料の算定は、施設や事務の種別ごとに異なる考え方ではなく、「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とする統一的な考え方により積算根拠を明確にし、透明性を確保した統一した方式により求めます。

(3) 減免対象の明確化（減額・免除の考え方の明確化）

施設の維持管理等や行政サービスの提供に要する費用と、これらに対する適正な受益者負担を算定した上で、減額・免除の考え方を整理する必要があります。

現在、減額・免除の考え方は、施設の機能や提供すべきサービスの性質などにより対応が異なっています。

そのため、減額・免除の割合・対象を定める場合には、受益者負担の公平性等に鑑み、災害対応や地域防災など真にやむを得ないものに限定することとして設定します。

(4) コスト削減に向けた内部努力

使用料・手数料については、受益者負担を原則とするため、市は施設の維持管理等や行政サービスの提供に要する費用の削減、市民の利用満足度や施設稼働率向上など、引き続き可能な限り努力する必要があります。

その上で、利用者（受益者）が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質が維持されることとなり、継続的な市財政の健全化が可能となることから、常にコスト削減を意識する必要があります。

(5) 定期的な見直し

社会経済状況や人口の状況など、市を取り巻く環境は今後も変化していくことが予測されることから、使用料・手数料についても定期的に見直すこととします。

第3 見直しの対象となる使用料・手数料

基本方針の対象となる使用料・手数料は、原則として、朝来市の条例などの例規に定められているものとします。

また、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していない行政サービスについても、改めて受益者負担の原則を考慮して徴収の可否を検討します。

第4 見直しの対象外とする使用料・手数料

次の使用料・手数料については、基本方針の対象から除外し、必要に応じて個別に見直しを行うこととします。

- (ア) 公営企業会計（上水道、下水道など）に属するもの及びこれに準ずるもの。
- (イ) 法令等の規定により負担額の基準が定められているもの（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。）によるものなど）。
- (ウ) 近隣自治体等と共同で統一した算定方法が定められているもの。
- (エ) 法令等により使用料・手数料を徴収することができないもの。
- (オ) その他、基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの。

第5 使用料・手数料の見直し方針

(1) 算定方法

使用料の算定に当たっては、施設の維持管理等に要する「原価」に対して、受益者負担の原則に基づく「受益者負担割合」を乗ずることによって算定することを原則とします。

手数料の算定に当たっては、行政サービスの提供に係る「原価」を原則とします。

●使用料 = 原価 × 受益者負担割合 (×特別割合)

●手数料 = 原価

(2) 原価算定の基本的な考え方

受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理等に要する費用を利用者に負担してもらうためには使用料の算定の基礎となる「原価」を的確に把握する必要があります。

使用料や手数料の「原価」を算定するには、施設の維持管理等や行政サービスの提供に要する費用について、「原価算定対象経費」を求めます。「原価算定対象経費」は、人件費やその他経費の積み上げにより求めます。

【原価算定対象経費】

費用区分	内 容
人 件 費	施設の維持管理や運営に係る職員等の人件費（給料、職員手当、共済費、報酬、賃金等） ※人件費＝所要時間×基準時間単価（職員については平均単価）
その他経費	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） 委託料（施設管理に伴う委託料） 使用料及び賃借料（土地賃借料、リース料等） 備品購入費（施設の維持管理等に伴う備品：減価償却するものを除く。） その他（施設の維持管理等に必要で利用者の負担とすべきもの。）
施設の建設等に要した費用	施設の減価償却額（固定資産台帳に記載の額とする。）

※ 災害等、臨時的に発生した経費は除く。

【原価算定対象外経費】

費用区分	内 容
用地の取得に要した費用	年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、使用料の原価には含めず、公費で負担する経費とします。

※ 使用料を算定する上で、用地取得費は、市民全体の財産となるものであり、全ての市民に利用の機会を提供している観点から整備されたものであることから、公費（市税等）で負担すべきものと考え、使用料の算定から除外し、施設の維持管理等経費となる人件費及びその他経費のみを原価算定対象経費に位置付けています。

第6 利用者（受益者）負担割合

市民が日常生活を送る上で必要とする施設等は、行政のみが設置することができるものから、民間で類似のサービスが提供されている施設まで、多岐にわたっており、その設置目的等によって行政が関与すべき割合も異なります。

このことから、一律に利用者の負担を定め、使用料を設定することは難しく、その施設が提供する公的サービスの性質に応じて分類し、市が関与すべき割合を考慮した上で、利用者の負担割合を設定していきます。

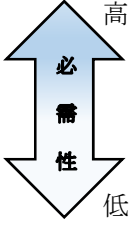
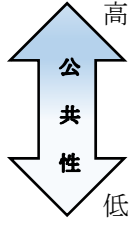
なお、手数料については、特定の事務に要する対価として徴収するものであることから、利用者の負担割合は100%を原則とします。

また、施設利用者の性質（年齢、朝来市民・朝来市民以外、目的等）により、特別な理由がある場合については利用者区分別に応じて負担割合の設定を行うこととします。

（１）施設の性質別分類の設定

各施設のサービスの性質（公的性格性の強弱）を、日常生活上でのサービスの必要性（必需性）と民間による提供の可能性（公共性）の2つの視点で区分し、各施設の性質に応じて区分の度合いを定めた上で、利用者の負担割合を決定することにより「負担の公平性」を確保します。

【サービスの性質分類】

区 分	サービス種別	高低
必需性 (横軸) 利用者による区分	①日常生活を送る上で必ず必要とするサービス (必需的サービス)	
	②個人の価値観に応じて選択するサービス (選択的サービス)	
公共性 (縦軸) サービスの性質による区分	③民間では提供が難しいサービス (公共的サービス)	
	④民間が提供しているサービス (民間的サービス)	

（２）利用者負担割合の設定

市民が日常生活を送る上で、必ず必要となるサービス（必需的）か、特定の者だけが利用するサービス（選択的）かを横軸（必需性の高低）、施設から提供されるサービスが民間提供の難しいサービス（公共的）か、民間提供されているサービス（民間的）かを縦軸（公共性の高低）として各施設で判断します。また、利用者負担割合は、必需性及び公共性の度合いに応じて設定し、「必需性」（日常生活上の必要性）と「公共性」（民間による提供の可能性）を各々3分割し、9分類としたうえで、受益者負担割合は5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分します。（図1）

(図1) 利用者負担割合

民間による提供の可能性 ↑ 高 ↓ 低 公共性	A 公共的	50%	25%	0%
	B 両者の中間	75%	50%	25%
	C 民間的	100%	75%	50%
		Ⅲ 選択的	Ⅱ 両者の中間	Ⅰ 必需的
		低 ← 必需性 → 高 生活上の必要性		

※ ただし、施設の設置経緯等、特別に考慮しなければならない事情のある場合は、他施設との均衡を図りながら受益者負担割合の率の調整を行うことができるものとします。(特別割合)

第7 使用料・手数料の算定について

(1) 使用料の算定式

施設の使用料は、施設の形態により、2通りの方法で算定します。

ア 1人当たりの原価から使用料を算定する方法(個人利用:観光施設等)

(ア) 原価(1人当たり) = 原価算定対象経費 ÷ 施設利用者数(過去3年間の平均)

(イ) 使用料(1人当たり) = 原価(1人当たり) × 利用者負担割合 × 特別割合

* 原価算定対象経費を、過去3年間の平均施設利用者数で除して原価を求め、利用者負担割合を乗じたものを使用料とします。

* 利用者負担の公平性を確保するため、原則として市外利用者や年齢等の利用者区分により特別割合を設定します。

イ 1室当たりの原価から使用料を算定する方法(貸室等:会議室、ホール等)

(ア) 1㎡当たりの時間原価 = 原価算定対象経費 ÷ 貸出面積合計 ÷ 年間開館時間

(イ) 1室当たりの原価 = (ア) 1㎡当たりの時間原価 × 利用面積(室面積)

(ウ) 1時間当たりの使用料単価 = (イ) 1室当たりの原価 × 利用者負担割合

(エ) 使用料(1室当たり) = (ウ) 1時間当たりの使用料単価 × 利用時間 × 特別割合

* 施設の利用状況に応じて混雑緩和のため、原則として時間帯、曜日等の貸出時間により特別割合を設定します。

(2) 手数料の算定式

行政サービスに対する手数料は、その役務等の提供の対価として支払うものであるため、原則、100%利用者負担として算定します。

(ア) 1件当たりの人件費 = 1分当たりの人件費 × 1件当たりの処理時間(分)

(イ) 1件当たりのその他経費 = その他経費 ÷ 年間処理件数(件)

(ウ) 1件当たりの手数料 = (ア) 1件当たりの人件費 + (イ) 1件当たりのその他経費

※ 上記の算定式は、標準的な使用料・手数料の額を算定するための計算方法であり、サービス提供の内容、複数の類似施設（社会体育施設等）においての使用料の統一など、様々な調整を行い、最終的な使用料・手数料を算定していく必要があります。

また、住民の利便性や窓口での料金取扱事務の効率化等を勘案して、端数調整ができることとします。

※ 上記の算定方式に基づく算定に適さない使用料・手数料については、各施設所管課において算定方式を明確化することとします。

第8 その他

(1) 使用料・手数料の激変緩和

基本方針に基づき算定した使用料・手数料が、原則として、理論上の料金となりますが、この見直しによって利用者負担が急激に上昇する場合は、利用の低下による収支の悪化にもつながる可能性があります。

これを避けるため、使用料・手数料を決定するに当たっては、市民生活への影響、近隣自治体の状況等を踏まえ、使用料・手数料が著しく上昇することが無いよう、必要に応じた調整（※変更前の1.5倍を限度額とします。）を行い、市民等への急激な負担増とならないよう配慮していきます。

(2) 定期的な使用料・手数料の見直し

施設の維持管理等に要する経費や市民ニーズ等の変化を踏まえて、10年を目途に定期的な使用料・手数料の見直しの検討を行うこととします。

なお、使用料・手数料の見直しに際しては、市民への周知期間等を十分に考慮して行うこととします。

(3) 減額・免除の取扱い

使用料・手数料の減額・免除については政策的で特例的な措置であり、やむを得ないものに限定し、適用することとします。

減額・免除の取扱いの根拠となる減免規定は、各条例等で定められていますが、その割合、金額等については各施設において様々です。

このことから、利用者負担の公平性等を考慮し、その取扱いについて再点検し、個々の事情を勘案しながら基準をより明確化していく必要があります。

(4) 市外利用者の取扱い

本来、施設は朝来市民の利用に供することを目的として設置されていることから、朝来市民以外が利用する場合には朝来市民以外の利用が制限されると考えられます。また、用地の取得に要する経費は朝来市の公費負担となっています。

このことから、受益と負担の公平性、朝来市民優先の観点から、市外の利用者・団体利用の場合の使用料を設定する際は、利用者区分別の負担割合を適用する必要性を十分に検討することとします。

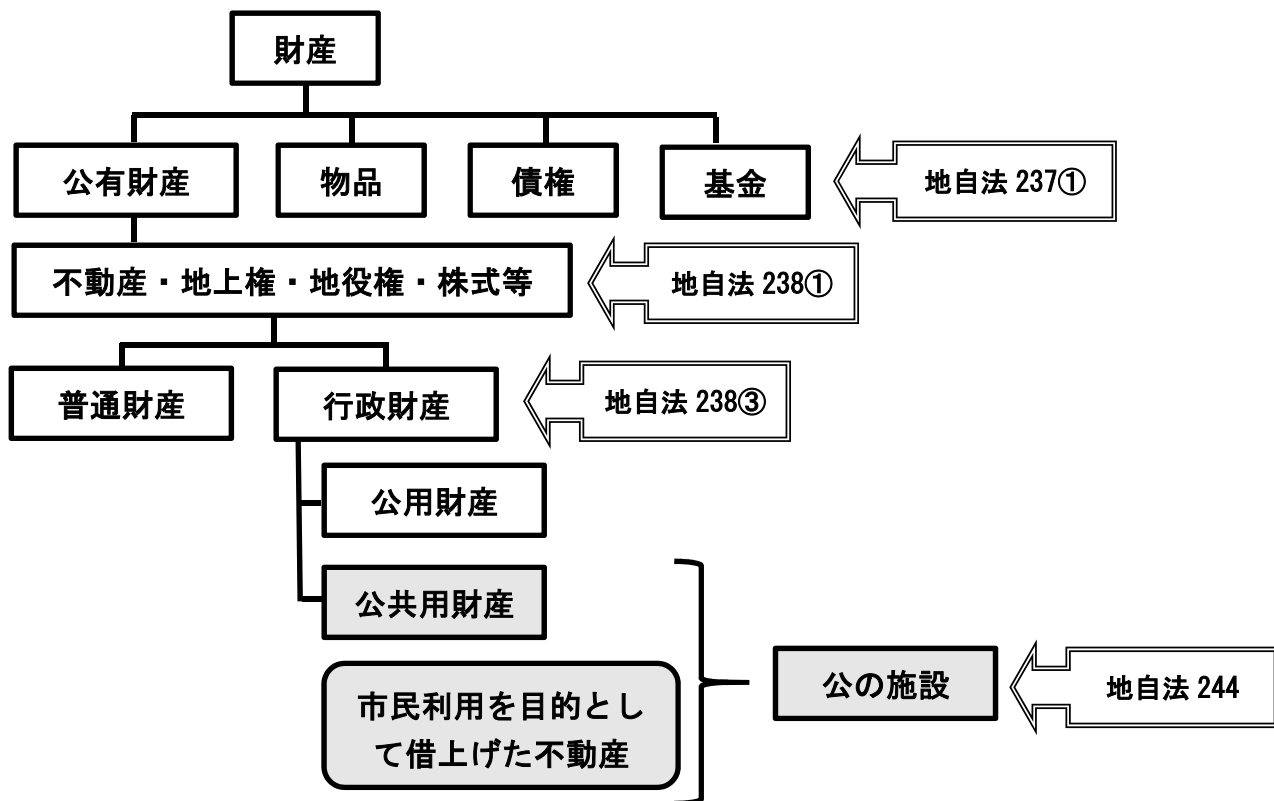
(5) 類似施設の施設間の使用料調整について

基本方針に基づき算定した使用料は適正な使用料であるものの、使用料を最終決定するに当たっては、市内の類似施設の使用料との均衡を考慮したうえで、当該施設の使用料を決定することとします。

(6) 使用料と利用料の使い分けについて

市が直接管理する施設については「使用料」という言葉を使用し、指定管理者に管理させている施設については「利用料」という言葉を使用します。よって、基本方針に示す「使用料」には「利用料」も含むものとして検討を行う必要があります。

参 考



※ 公の施設は、「住民の利用に供するための施設」であるため、地方公共団体が使用する庁舎、利用者が限定される試験研究機関などは、公の施設に当たらない。

※ 公の施設は、物的施設を中心とした概念であり、人的要素は必ずしも必要でないため、物的施設のみからなる道路、墓地などは公の施設に当たる。

地方自治法

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2～3 (略)

(公有財産の範囲及び分類)

第 238 条 この法律において、「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- (7) 出資による権利
- (8) 財産の信託の受益権

2 (略)

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3 (略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)